

業務委託契約書(案)

- 1 業務名 令和元年度 広島県・島根県広域周遊観光プロモーション実施業務
- 2 履行場所 広島県・島根県観光連携協議会事務局 (広島県商工労働局観光課内)
- 3 履行期間 契約締結の日から
令和2年3月31日 まで
- 4 委託料 _____ 円
(うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円)
- 5 契約保証金 免除する。

6 特約事項

- (1) 発注者は、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の全部又は一部を概算払することができる。
- (2) 受注者は、委託料の概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を発注者に提出するものとする。
- (3) 発注者は、当該請求書の提出を受けた日から起算して 30 日以内に委託料を受注者に支払うものとする。発注者が支払期日までに受注者に対して委託料を支払わないときは、発注者は、受注者に支払期日の翌日から支払いする日までの日数に応じ、未払いの委託料につき年 2.7 パーセント (算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和 24 年法律第 256 号) 第 8 条第 1 項の規定によって財務大臣が決定した率 (以下「支払遅延防止法の率」という。) がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率) の割合で算定した金額を利息として支払うものとする。

上記の業務について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

発注者 広島県・島根県観光連携協議会
会長 ●●●●

受注者